

改正後	改正前
<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p> <p>目次 第一章～第二章 (略) 第三章 大気の保全等に関する規制等 第一節 ばい煙等の排出の規制等(第十七条 第四十条) 第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等(第四十条の二 第四十条の十三) 第三節 自動車排出ガス対策の推進(第四十一条 第四十二条) 第四節 大気の汚染の状況の監視等(第四十四条 第四十六条) 第五節 屋外燃焼行為に関する規制(第四十七条・第四十八条) 第四章～第八章 (略) 附則 第一章～第二章 (略) 第三章 大気の保全に関する規制等 第一節 ばい煙等の排出の規制等</p> <p>第十七条～第四十条 (略)</p> <p>第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等</p> <p>(用語) 第四十条の二 この節及び第百五条第二項において、「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの(以下「石綿含有建築材料」という。)が使用されている建築物その他の施設(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。 2 この節及び第百五条第二項において、「特定排出等工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。 (事前調査等) 第四十条の三 建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について調査しなければならない。</p>	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p> <p>目次 第一章～第二章 (略) 第三章 大気の保全等に関する規制等 第一節 ばい煙等の排出の規制等(第十七条 第四十条) 第二節 自動車排出ガス対策の推進(第四十一条 第四十三条) 第三節 大気の汚染の状況の監視等(第四十四条 第四十六条) 第四節 屋外燃焼行為に関する規制(第四十七条・第四十八条) 第四章～第八章 (略) 附則 第一章～第二章 (略) 第三章 大気の保全に関する規制等 第一節 ばい煙等の排出の規制等</p> <p>第十七条～第四十条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する者は、当該建設工事に着手するまでに、規則で定めるところにより、同項の規定による調査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第四十条の四 知事は、前条第一項に規定する者が、同項の規定による調査又は同条第二項の規定による表示をしていないときは、当該者に対し、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。</p>	
<p>(作業実施基準)</p> <p>第四十条の五 石綿排出等作業に係る規制基準(以下「作業実施基準」という。)は、石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。</p>	
<p>(敷地境界基準)</p> <p>第四十条の六 石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)は、石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。</p>	
<p>(石綿排出等作業の実施の届出)</p> <p>第四十条の七 石綿排出等作業(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十二項に規定する特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を伴う建設工事を施工しようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 建設工事の場所</p> <p>三 石綿排出等作業の種類</p> <p>四 石綿排出等作業の実施の期間</p> <p>五 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>六 石綿排出等作業の方法</p> <p>七 第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあつては、当該濃度の測定計画</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>(大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計画の届出)</p> <p>第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、前条第一項第七号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(計画変更命令)</p> <p>第四十条の九 知事は、第四十条の七第一項の規定による届出又は前条の規定による届出(大気汚染防止法第十八条の十五第二項の規定による届出に係るものを除く。)があつた場合において、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないときと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができる。</p>	
<p>(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)</p> <p>第四十条の十 特定排出等工事を施工する者は、当該特定排出等工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。</p>	
<p>(作業実施基準等適合命令等)</p> <p>第四十条の十一 知事は、特定排出等工事を施工する者が当該特定排出等工事における石綿排出等作業について作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業実施基準若しくは敷地境界基準に従つべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。</p>	
<p>(石綿の濃度の測定)</p> <p>第四十条の十二 第四十条の七第一項若しくは第二項又は第四十条の八の規定による届出をした者で、規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>	
<p>(発注者等の配慮)</p> <p>第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事の発注者(当該工事(他の者から請け負つたものを除く。)(の注文者をいう。))は、その発注に当たり、設計図書を提供その他の当該工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 特定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>第三節 自動車排出ガス対策の推進</p> <p>(自動車の使用等々の努力義務)</p> <p>第四十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> <p>第四十一条の二(第四十三条 (略))</p> <p>第四節 大気汚染の状況の監視</p> <p>第四十四条(略)</p> <p>第四十六条(略)</p> <p>第五節 屋外燃焼行為に関する規制</p> <p>第四十七条(略)</p> <p>第四十八条(略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 地盤環境の保全に関する規制等</p> <p>第一節(略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 土壌汚染に関する規制等</p> <p>第一款 総則</p> <p>(用語)</p> <p>第八十一条の二 (略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この節及び第百五条第三項において、「土壌汚染調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類(以下これらを「管理有害物質」という。)による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第六章 (略)</p>	<p>第二節 自動車排出ガス対策の推進</p> <p>(自動車の使用等々の努力義務)</p> <p>第四十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> <p>第四十一条の二(第四十三条 (略))</p> <p>第三節 大気汚染の状況の監視</p> <p>第四十四条(略)</p> <p>第四十六条(略)</p> <p>第四節 屋外燃焼行為に関する規制</p> <p>第四十七条(略)</p> <p>第四十八条(略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 地盤環境の保全に関する規制等</p> <p>第一節(略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 土壌汚染に関する規制等</p> <p>第一款 総則</p> <p>(用語)</p> <p>第八十一条の二 (略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この節及び第百五条第二項において、「土壌汚染調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類(以下これらを「管理有害物質」という。)による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第六章 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第七章 雑則</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第百五条 知事は、この条例(第三章第二節及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>2 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第四十条の三第一項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>一 第四十条の三第一項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者</p> <p>二 特定排出等工事を施工し、又は施工した者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前三項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第百六条 知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第四十条の十、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認められるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第百七条～第百十条 (略)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十八 (略)</p> <p>十九 第百五条第三項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>二十～二十二 (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第七章 雑則</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第百五条 知事は、この条例(第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項又は前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第百六条 知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認められるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第百七条～第百十条 (略)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十八 (略)</p> <p>十九 第百五条第二項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>二十～二十二 (略)</p> <p>3～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第八章 罰則</p> <p>第一百十二条 (略)</p> <p>第一百三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十七条第四項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者</p> <p>三 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第四十条の七第一項又は第四十条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>六 九 (略)</p> <p>第一百五条 (略)</p> <p>第一百六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 第一百五条第一項(第二号を除く。以下同じ。)、第二項若しくは第三項(第三号及び第四号に限る。以下同じ。)(の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第一百七条 (略)</p>	<p>第八章 罰則</p> <p>第一百十二条 (略)</p> <p>第一百三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十七条第四項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 八 (略)</p> <p>第一百五条 (略)</p> <p>第一百六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 第一百五条第一項(第二号を除く。及び第二項(第三号及び第四号に限る。)(の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第一百七条 (略)</p>

